

## 公布された条例のあらまし

### ◇特別職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

静岡県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、議員、知事等の報酬額等を引き下げました。  
(別表第1、別表第2関係)

#### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、平成23年12月1日から施行することとしました。

### ◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

#### 2 内容

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

医療職給料表(1)を除く全ての給料表について、若年層を除き、給料月額を引き下げました。  
(別表関係)

##### (2) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

第1号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き下げました。(第5条関係)

##### (3) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き下げました。(第4条関係)

##### (4) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除き、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年静岡県条例第13号)附則第7項から第9項までの規定に基づく経過措置の算定基礎額を0.1パーセント引き下げました。(附則第7項関係)

##### (5) その他必要な改正を行いました。

#### 3 施行期日

この条例は、平成23年12月1日から施行することとしました。

### ◇静岡県教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由及び内容

本県教職員等の給与改定状況、社会情勢等を鑑み、教育長の給料額について、月額を815,000円に引き下げました。(第2条関係)

#### 2 施行期日

この条例は、平成23年12月1日から施行することとしました。

## ◇静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき教職員の給与を改定しました。

### 2 内容

#### (1) 静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正

給料表について、若年層を除き、給料月額を引き下げました。（別表関係）

#### (2) 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第14号）附則第7項から第9項までの規定に基づく経過措置の算定基礎額を0.1パーセント引き下げました。（附則第7項関係）

#### (3) その他必要な改正を行いました。

### 3 施行期日

この条例は、平成23年12月1日から施行することとしました。

## ◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告に基づき職員の給与を改定しました。

### 2 内容

#### (1) 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

給料表について、若年層を除き、給料月額を引き下げました。（別表関係）

#### (2) 静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡県条例第15号）附則第6項から第8項までの規定に基づく経過措置の算定基礎額を0.1パーセント引き下げました。（附則第6項関係）

#### (3) その他必要な改正を行いました。

### 3 施行期日

この条例は、平成23年12月1日から施行することとしました。